

右件中

A、ハ、無効なるヲ撤廃即ち撤回の上初底其實現至難ク
旨没収し之ヲ為スル事ヲ解

B、正當なるヨリ錯誤有ニ交據スルヲ未也、

C、ヨリ自射申 棄用者ノ便益ニ及屬セ共ニ力ヲ用フ以テ之ニ
讓合フ事トシテ為スルヲ解

D、ハ、禁止スルヲ以テ之

E、ハ、恒常ニ出ル勅事 切取上之注カ取締上不可
能ノ旨没収了解

F、ハ、盡力ニ於テ研究スルヲ以テ之

G、ハ、豫長ヨリ賤買ノ所長ニ其ノ希望ニ一應通知スルヲ
問題ニ其ノ向種タル幣害ヲ醸シ或ハ奸商ノ之ニ
棄ルノ慮有テ旨没収了解

H、ハ、既述ノ覽法ニ其ノ個所ニ依リ他ニ利用セラルル
事ヲ之カ取締困難ヲ感シフツルニ於テ加ルニ費用

關係ニ伴ヒ其ノ實現不可能ナルヲ没収セシメ
解

I、條件ハ既ニ種々タル形ニ於テ促進運動ノ上
ツルニ故 持ト斯ル問題ヲ豫メニ要ナキ旨没収
セシメ了解ス

以上